

公 告

静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 37 条第 1 項の規定による手続を実施して規則等を定めたので、同条例第 41 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる事項を公示するため、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 1 日

静岡市公営企業管理者 大石 清仁



- 1 規則等の題名
静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店の処分に関する基準
- 2 規則等の内容
別紙のとおり
- 3 規則等の案の公告年月日
平成 29 年 2 月 14 日
- 4 規則等の公布等年月日
平成 29 年 4 月 1 日
- 5 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	停止期間、違反点数の有効期間がそれぞれ 3 倍となっているが、同じ上下水道局内で給水の処分基準との整合はどうか。また他市等の処分基準に較べてどうなのか。	原案の変更なし。	近年市内の排水設備工事に係る届出の不履行により、下水道使用料を徴収できない事案が多く発生しており、下水道事業を運営する上で喫緊の課題となっています。そのため一度違反した指定工事店が今後違反行為を繰り返させないためにも、違反行為に係る処分の実効性をより高めることや、違反した指定工事店が社内体制の改善を行うための十分な処分期間とすることが改正の趣

			<p>旨となっております。</p> <p>また市の指定する給水装置工事事業者と排水設備指定工事店では工事や違反の内容が異なるため、各々の現状に合わせた基準で対応していくこととしました。</p> <p>なお他市の処分基準については、自治体ごとに独自の処分基準を設けており、各自治体の運営に沿った処分基準となっております。</p>
2	<p>指定工事店の姿勢等を対象にしているが、恣意的にならないか。客観的な基準に基づき行うべきでないか。</p>	<p>原案の変更なし。</p>	<p>指定の効力の停止期間は、違反点数により処分します。ただし指定工事店の取消し処分については、条例、規程及び当該違反行為に係る事情等を参酌し判断することとしました。</p> <p>処分は指定工事店審査委員会（下水道部長ほか関係課長等5名）で慎重に協議した上で決定します。</p>